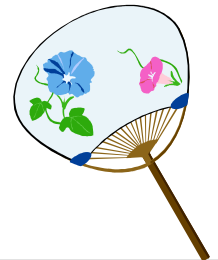


今月号のテーマ

- ・ エンジェル税制（柏田）
- ・ 「聞く」ことの重要性（上谷）
- ・ 各種申告納付期限のご案内



エンジェル税制（柏田）

平成9年から制度としてはあった「エンジェル税制」が平成20年度税制改正で内容が拡充されたことで、その活用件数の増加が見込まれるというマスコミ記事が目立ちます。今回はその改正概要をご案内致します。

【平成20年4月までの投資】

- ①ベンチャー企業に投資した時・・・投資額をその年の他の株式譲渡益から控除出来る
 - ②その投資を売却した時
 - ・ 利益が出たら・・・譲渡益を2分の1にして課税される
 - ・ 損失が出たら・・・翌年以降3年間繰り越して株式譲渡益から控除出来る
- ※①で控除した金額を、株式の取得価額から差し引く

【平成20年5月からの投資】

- ①ベンチャー企業に投資した時・・・下記2つの措置のいずれかを選択出来る
 - ・ 投資額-5,000円 をその年の総所得金額から控除出来る
 - ※上限は、総所得金額×40%と1,000万円とのいずれか低い方
 - ・ 投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除出来る
 - ②その投資を売却した時
 - ・ 利益が出たら・・・従前の措置は廃止
 - ・ 損失が出たら・・・翌年以降3年間繰り越して株式譲渡益から控除出来る
- ※①で控除した金額を、株式の取得価額から差し引く

目玉となるのは、**投資額の大部分を総所得から差し引ける部分**です。

500万円の投資をした方の総所得が1,000万円だった場合、所得のうち3,995,000円が控除出来るので、所得税率が20%ならば約80万円の減税を受けることになります。

もちろん対象となる企業には様々な要件があり、経済産業局のお墨付きを取得しなければならないなど手続面もハードルが高いですが、逆に確認書の交付を受ければ局のホームページで公開してもらえて全国の投資家に見えるようにしてもらえるので、スタートしたばかりの新制度の注目度が高いのは頷けますね。

全国的に実績が少ない制度ですが、ぜひ何なりとお問い合わせ下さい。

「聞く」ことの重要性（上谷）

「コミュニケーションの上手な人」と聞いて、みなさんはどんな人を想像しますか？

想像して思い浮かんだ人はきっと「聞き上手な人」ではないでしょうか？

「話をするのがニガテ」という人でも、自分の話を聞いてくれる人の前では意外とおしゃべりになってしまったりするものです。このように、人は「自分の話を聞いてくれる人」を好む傾向にあるのです。

では、「聞き上手」になるためにはどうすればいいのでしょうか？以下に少しポイントをあげてみました。

①うなずきとあいづちをする

これは基本中の基本です。「うなずき」をすることで「この人は私の話をちゃんと聞いてくれている」と思わせることができ、相手の話を促すこととなります。ただし、ただ「はいはい」とうなずきだけでは意味がありません。そこで必要なのは「笑顔」と多少の「オーバーリアクション」です。これが加われば、相手がどんどんノッてきていろいろな話を聞きだすことができるのではないのでしょうか？

②質問上手になる

相手が話したいことを引き出すためには「上手に質問をする」ことが必要です。質問の種類には2つあって、「閉じた質問」と「開いた質問」があります。「閉じた質問」とは答えが限定される質問(例えば「りんごとみかん、どちらが好きですか?」の質問だと、答えは「りんご」か「みかん」の2つに限定されます)です。「開いた質問」とは答えが限定されず、自由に答えることができるような質問です。閉じた質問ばかりでは話がすぐに止まってしまって話も弾みませんので、まずは「開いた質問からする」ことを心がけるといいのではないのでしょうか？

③相手を受け入れる

これが一番難しいかもしれません。価値観は人によってまちまちですので、相手の話を聞いているとどうしても自分の価値観が邪魔をして相手の話を素直に受け入れられないものです。ここで重要なのは「相手の話を自分のことにしない」ことです。相手を評価せずそのまま受け入れることで相手の本意も見通すことができるでしょう。

以上の内容は非常に単純のようで意外にできていないことではないでしょうか？上記を実践すればお客さんとの関係、上司・部下との関係などもうまくいくかもしれませんよ。一度ご自分の「聞く力」を見直してみてもいかがでしょうか？

各種申告納付期限のご案内

7月10日(木)迄の間に、該当の事業者の方は社会保険と源泉所得税について次の申告納付手続きが必要となります。お忘れのないようご注意ください。

- ① 社会保険の定時決定(算定基礎届) …… 申告期限 7月10日(木)
- ② 源泉所得税の特例納付(1~6月分) …… 申告納付期限 7月10日(木)

これらの詳細に関するご質問は弊社スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

大好評!!

イ・リ・ポ・ト・ナ・ズ 社員税理士 田中宏彦 ら共著

「はじめての相続・贈与」

明日香出版社 より好評発売中

